

会議録

会議名	令和4年度(2022年度) 第4回八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	
日時	令和4年(2022年)12月23日(金) 午前10時~正午	
場所	八王子市役所 801会議室	
出席者氏名	委員	師岡章会長、松丸渉副会長、石田健太郎委員、岩本ゆりな委員、串田和士委員、久保井奈美委員、小寺明子委員、早乙女進一委員、高倉裕香委員、高橋香里委員、前原教久委員、町田利恵委員(会長、副会長、以下五十音順)
	説明者	設楽恵子ども家庭部長、松本美保子子どものしあわせ課長、米村勇子どもの教育・保育推進課長、坂野優一保育幼稚園課長、小林勝己子育て支援課長、小俣英一青少年若者課長、小池明子子ども家庭支援センター館長、遠藤徹也障害者福祉課長、大澤義隆大横保健福祉センター館長
	事務局	武信貴子主査、小野渉主査、矢部越理主任、猪又祐子主事
欠席者氏名	石井淳委員、井上竜太委員、櫻井励造委員、澤井菊男委員、高橋雅美委員、森田亮委員	
議題	子ども・子育て支援事業計画の見直しについて	
公開・非公開の別	公開	
傍聴人の数	0人	
配付資料名	別紙のとおり	
会議の内容	別紙のとおり	

配付資料

- 資料 1 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿
- 資料 2 産後ケア事業の拡充について
- 資料 3 子どもの生活実態調査の中間報告について
- 資料 4 養育費確保支援事業の実施について
- 資料 5 すくすく てくてく 子育て応援給付事業～産後家事・育児支援事業を拡充～
- 資料 6 八王子市医療的ケア児等コーディネーター事業の開始について
- 資料 7 1 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
- 資料 7 2 (別紙1)第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について
- 資料 7 3 (別紙2)各事業の実績と乖離状況
- 参考資料 子ども・子育て支援事業計画
- 参考資料 2022-2023 子育てガイドブック

【松本子どものしあわせ課長】

新しい委員さんがまだいらっしゃっていないのですが、時間になりましたので、ただいまから八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 令和4年度第4回会議を開催します。

子どものしあわせ課長の松本です。よろしくお願いします。

現時点で委員 18 名中、対面での会議出席者が7名、オンライン参加者が3名で合計 10 名であり、過半数という開催要件を満たしております。町田委員が後からいらっしゃるということで連絡を受けております。また、ご事情があって急遽、欠席の予定でした方にオンラインで参加していただいておりますので、皆様にはお知らせすることができずに申し訳ございませんでした。(その後、対面1名、オンライン1名参加)

次に本日配付しました資料の確認をいたします。まず、本日の会議の次第です。資料1 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿、資料2 産後ケア事業の拡充について、資料3 子どもの生活実態調査の中間報告について、資料4 養育費確保支援事業の実施について、資料5 すくすく てくてく 子育て応援給付事業～産後家事・育児支援事業を拡充～、資料6 八王子市医療的ケア児等コーディネーター事業の開始について、資料7 1 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、資料7 2 (別紙1) 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について、資料7 3 (別紙2) 各事業の実績と乖離状況、参考資料 子ども・子育て支援事業計画、参考資料もう一つが、2022-2023 子育てガイドブック、以上次第を含めまして12点となります。よろしいでしょうか。

【師岡会長】

皆さんお手元にございますか。大丈夫そうですね。

【松本子どものしあわせ課長】

はい、ありがとうございます。また、本日は子ども家庭部長と子どもの教育・保育推進課長2名が所用のため、30分ほど遅れて参加する予定でおります。さらに、12月1日付で委員が変更になりまして、中澤紀子さんが変わられまして、新たに八王子市中学校PTA連合会から櫻井励造委員が推薦されておりますが、まだお着きになっていらっしゃらないので、到着されましたら自己紹介をお願いしたいと思います。それではここから進行を会長をお願いいたします。

【師岡会長】

はい、改めましておはようございます。また年の瀬が迫った中ご参集いただきましてありがとうございます。色々お忙しい中とは思いますが、貴重な審議会の時間をご協力いただきながら、以前同様八王子市の子ども、そして保護者の方々の幸せを願いつつ、充実した議論が出来れば良いなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日は報告案件が5件ございますけれども、全ての案件について一括して市側の説明を受けてから、最後に質問をお受けしますので、そのようにお願いします。

では、まず報告案件(1)「産後ケア事業の拡充について」市側の説明をお願いします。

【大澤大横保健福祉センター館長】

おはようございます。大横保健福祉センターの大澤と申します。私の方から「産後ケア事業の拡充について」ご報告をさせていただきます。資料2「産後ケア事業の拡充について」をご覧ください。まず、報告させていただきます産後ケア事業について若干の説明をさせていただきます。

この事業については出産後において、家族などから十分な援助を受けることが困難で、独自支援を必要とする母子を対象といたしまして、心身のケア、育児の支援、その他母子の健康の維持・増進に必要な支援を行うことによりまして、産褥期におけます母親の心身の安定と育児放棄の解消を図るために行っている事業になります。サービスの類型といたしましては、この産後ケア事業の中に、助産師がご自宅を訪問させていただき訪問型、また医療機関に通うことでケアを受けます通所型、また同じく医療機関に宿泊をすることでケアを受けます宿泊型がございます。受けられるケアの内容といたしましては、母体のケア、例えば乳房のケアでありますとか、母体の健康チェック、また乳児ケアといたしましては、健康・体重・栄養状態等のチェック、その他育児に関する指導、心身のケア、育児サポートなども行っております。本日、通所型について拡充を行ったことについてのご報告となります。資料をご覧ください。1 報告内容となります。ただいま申し上げました産後ケア事業につきましては、平成30年の8月に訪問型を開始いたしまして、令和2年8月に通所型と宿泊型を追加し、提供しているところです。ここでこれまでの通所型につきまして、「通所型ロング」と名称変更いたしまして、新たに「通所型ショート」を追加することで、産後ケア事業通所型を拡充しました。2 通所型ショートの内容でございます。通所型ショートの内容ですが、助産院または相談室において、助産師による母体ケア、乳児ケア育児に関する指導等々を実施いたします。利用料金につきましては助産師による訪問型の料金が8,000円で今提供しているところですが、この8,000円から訪問に要する経費が必要になりますので、その分を差し引きまして事業自体の経費としては6,500円に設定いたしました上で、その内2割を自己負担とすることで1,300円という利用料金の設定にしているところです。また利用時間につきましては、訪問型と同様に2時間以内の利用となっております。実施場所は市内7か所です。開始は12月1日に拡充の事業を開始しております。その他、事業の詳細につきましては、添付のご案内のチラシをご覧くださいと思います。

報告は以上です。

【師岡会長】

ありがとうございます。

では、続いて報告案件(2)「子どもの生活実態調査の中間報告について」です。ご説明よろしくお願いいたします。

【松本子どものしあわせ課長】

今、櫻井励造委員から発熱のため欠席させていただきたいと連絡がありました。自己紹介は来年度にお願いしたいと思います。

では、子どもの生活実態調査に関しましてですが、こちらにつきましては第1回の分科会の時に、実施についてはお知らせいたしました。分析を委託している東京都立大学子ども・若者貧困研究センターから全体の数値と今の時点でお出しできる情報について中間報告がありましたので、ご報告させていただきます。

対象者は小学校5年生と中学校2年生の子どもとその保護者となっております。調査は5月に実施しております。調査票の回収を学校にお願いしたことにより、回収率が前回に比べて大幅に上昇しました。全年齢によりまして子ども票と保護者票ともに76%を超えております。前は31%程度でしたので、これについては都立大学からも、前回の調査との比較には回収率の違いが含まれる点を考慮する必要があるということをご指摘されておしま

す。

報告の概要ですが、資料の(2)生活困難を抱える子どもの割合は小学校5年生と中学校2年生とも、また、困窮層とひとり親世帯それぞれの生活困難の割合は減っております。ただし、ふたり親に比べて、ひとり親世帯の方が生活困難度が高い状況にあるのは、前回からも引き続き同じ状況となっております。前は5年前ですね。次の家計の状況は、前回調査と比べて、家計が厳しくなっている割合は減っております。ウ コロナ渦による親の就労と収入の変化については収入の減少を経験したり、労働時間の減少を経験した保護者が見られ、図にはないのですが、この割合は困窮層周辺層で高くなっているとのこと。次のページのエ 家事と家族の世話や介護の状況についてですが、これはヤングケアラーという言葉は出していないのですが、その状況を新たに付け加えた質問です。毎日1～2時間以上、及び、2時間以上家事をしている子どもの状況を図に表示しております。毎日2時間以上家事をする小学5年生は全体で1.5%、中学2年生は2.7%となっております。その中で中学2年生の周辺層では毎日2時間以上家事をしていると回答している子どもが1割以上となっております。オ 支援制度の認知状況についてですが、生活福祉資金、生活保護、母子・父子福祉資金、児童扶養手当、児童育成手当についてお聞きしたのですが、生活福祉資金については制度自体を知らない層が困窮層と周辺層に多く見られ、生活保護についても小学校5年生の困窮層では2割以上知られていない状態でした。カ 新型コロナウイルス関連の給付金の利用状況につきましては、全体の約3割の方は利用されているのですが、「利用の仕方がわからなかった」「制度などについて全く知らなかった」という方の割合が一般層より、困窮層・周辺層で高くなっております。

(3) 報告内容の活用、中間報告の内容の活用についてですが、完成版の報告書は来年の3月になっていますが、この中間報告につきましては令和5年度の当初予算に反映する予定でございます。しかし、一部変更して実施できる事業につきましては、今年度中に実施する予定であります。また、来年3月に提出されます報告書につきましては令和6年度当初予算に反映し、また緊急に対応が必要なものがあつた場合は5年度の補正予算で対応する予定です。令和7年度に開始する次期子ども・若者育成支援計画についても子どもの貧困分野について反映していくことを予定しています。

報告は以上です。

【師岡会長】

ありがとうございます。では次に報告案件(3)「養育費確保支援事業の実施について」説明をお願いいたします。

【小林子育て支援課長】

子育て支援課長の小林の方からご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。資料につきましては資料4「養育費確保支援事業の実施について」をご覧ください。

ただいま報告がございました子どもの生活実態調査の中間報告を踏まえまして、ひとり親家庭の支援につきましてはさらなる取組が必要と考えております。中でも養育費につきましては、別居親から受け取っている割合が低く、また社会的には養育費の不払いが生活に与える影響についての課題として指摘されています。本市の対応におきましては、従来からひとり親家庭の自立促進の事業におきまして、様々な支援を行ってきておりますが、こうした養育費の確保が必要な現状を踏まえ、安定して養育費が確保され、子どもの未来に向けた生活基盤が確保できるよう、その環境づくりを支援していくものでございます。

資料をご覧ください。養育費確保支援事業の内容でございますが、養育費の取り決めの段階からの支援といたしまして、2つのメニューを用意いたしました。ア 公正証書作成支援等補助につきましては、離婚前の相談時から養育費の確保の重要性やそのために必要な対応を相談の中で周知していくとともに、公正証書等を作成した際に必要となった実費、手数料、印紙代、郵送代等につきまして令和5年1月以降に作成した公正証書等を対象としまして、おひとり5万円を上限として補助するものでございます。裏面のイ 養育費保証契約保証料補助につきましては、養育費が未払いになったときの生活の影響を軽減するため、民間で実施する保証制度が拡大しつつあります。その保証契約を利用した場合の初回保証料、通常養育費1か月分となっておりますが、それを市で助成しようとするものです。民間で用意する養育費保証契約は様々な形態がございますが、一般的には保証会社が養育費受取人と養育費支払人と契約を交わして、養育費が万一未払いになった場合には保証会社が養育費を立て替えて支払い、別途保証会社が支払人に請求をして回収する流れになってございます。保証契約を行っておくことで、養育費受取人の方には心理的な負担を含め不払いのリスクを軽減できることや、実際に不払いが生じた際にも生活への影響を軽減することが可能となります。また、養育費支払に対して保証会社が関わることで、未払いを抑制する効果がございます。この事業ではこの契約に要した初回保証料を対象といたしまして、1件につき5万円を限度に補助いたします。なお、公正証書作成支援等補助を受けた方も対象となることがあります。12月26日に発表を行いまして、その後、広報やメールマガジン等で周知をする予定でございます。

報告は以上でございます。

【師岡会長】

ありがとうございます。では次に報告案件(4)「すくすく てくてく 子育て応援給付事業～産後家事・育児支援事業を拡充～について」です。説明をお願いいたします。

【小池子ども家庭支援センター館長】

それでは「すくすく てくてく 子育て応援給付事業～産後家事・育児支援事業を拡充～について」子ども家庭支援センターの小池からご説明させていただきます。資料につきましては、資料5をご覧ください。次のチラシもあわせてご覧ください。

こちらの事業につきましては、東京都の令和4年度の単年度の補助事業となっております。既存の八王子市の事業においては、ハローベビーサポート事業に該当するもので、こちらの拡充事業として行っているものです。コロナ渦において、保育園や幼稚園などの保育サービスを利用していない家庭に対して、家事負担の軽減を図るために、家事支援用品の購入支援を行うものでございます。購入できるものとしては、家事の負担軽減になる時短スマート家電を購入できるものを申請のあった家庭に対して、家電販売店で利用できる5万円分のクーポンまたは専用サイトで購入できるポイントを付与するものです。対象年齢につきましては、この表にあります通り、平成31年4月2日生まれから令和4年4月1日生まれ迄のお子さんになります。もともと、ハローベビーサポート事業につきましては、1歳未満を対象児としておりますが、今回東京都の事業で年齢拡充ということで、このサポートに入れないご家庭を対象としているということで、八王子市として手を挙げまして、対象年齢を拡充しながら事業に取り組んでいるものです。11月30日に申請用紙を対象の方に発送しまして、12月4日から2月28日迄購入できるものとなっております。

4 実施内容にあります通り、申請があった方に対してデジタルクーポン又は専用サイト

で購入ができるような形になっております。次のページにあるものが、対象のご家庭に郵送でお送りしたご案内のチラシになっております。

説明は以上です。

【師岡会長】

ありがとうございます。報告案件最後ですね。(5)「八王子市医療的ケア児等コーディネーター事業の開始について」です。説明をお願いします。

【遠藤障害者福祉課長】

「八王子市医療的ケア児等コーディネーター事業の開始について」障害者福祉課の遠藤よりご説明をさせていただきたいと思います。資料6になります。

本事業につきましては令和3年9月に医ケア法というものが施行されたことを受けまして、日常生活を営むために、医療を必要とする状態である障害児等と家族が様々な分野の関係者が連携し、適切な支援を受けられる体制を推進していくことを目的として実施するものでありますが、ここで準備が整いましたので、令和5年1月から事業を開始するというところでございます。

まず、本事業の委託先でございますが、2か所ございます。市内の台町でございます島田療育センターはちおうじと梶田町でございます一般社団法人シーズが請け負うこととなります。この事業者につきましては、地域における小児医療、障害児療育体制に精通しているとともに、福祉分野にも詳しい事業者であることから委託を行うものでございます。本事業のこれは、本市の特徴でもあるということでご承知おきいただければと思います。対象者になりますが、市内に住所を有する医療的ケア児等とその家族及び医療的ケア児等の支援を行う関係機関になります。業務内容についてです。先ほどお話をさせていただいた委託先に相談窓口を設置いたします。ここでコーディネーターが相談者から相談を受け、適切な関係機関等へ繋ぐ役割を担います。また、委託先では関係機関との連絡調整を行い、支援体制の強化にも取り組みます。さらに、都の設置する医療的ケア児支援センターとの協力や連携により、広域的な活動も行ってまいります。その他市内にあります関係機関のレベルアップのための研修実施や各種会議等に出向き、事業の復旧啓発活動なども行っていきます。裏面の方にはイメージなども記させていただきましたので、その辺りも参考に見ていただけたらと思っております。

説明は以上です。

【師岡会長】

ありがとうございました。以上で報告案件の説明は終了ということになります。では、(1)～(5)まで説明頂きましたけれども、皆様の方からご質問あるいはご意見等頂戴したいと思えます。

【串田委員】

(4)の養育費に書いてあるのですが、これは現在ももらっている方がもう1回申請することも可能なんですか。

【小林子育て支援課長】

今回2つメニューがございますけれども、基本的には補助申請する書類、もともとあるものですね。例えば公正証書であったり、養育費確保の諸経費であったり、そういった契約、支払い等を1月以降に実施する場合に対象になります。今後、1月以降にそういった書類を作成した方で、ひとり親家庭の方ということになりますと、対象となってございま

す。まずは相談の中で、職員の方で、必要な書類がこうであるとか流れがこうであるとかそういったところを説明させていただこうと思いますので、詳細につきましてはそういった中でご説明をしていきたいと思っております。

【串田委員】

保証制度はすごく良いなと思ったんですが、今もう実際にもらっている方が、今の段階から新たに契約するとき、対象になるということによろしいですか。

【小林子育て支援課長】

保証契約の方で言いますと、民間の方で保証契約を交わすときに、債務名義として公正証書等が必要となっておりまいますので、既に公正証書を持っていらっしゃる方が、これから保証契約を結ばれるということであれば対象となります。

【師岡会長】

よろしいですか。他はいかがでしょうか。オンラインの方も遠慮なくお声上げてください。

【久保井委員】

2点あるのですが、まとめてお伝えしてよろしいでしょうか。

1点目が資料3の子どもの生活実態調査の中間報告で、3枚目のところで、制度などについて知らなかったとか利用の仕方がわからなかったとおっしゃる方が、一般層よりも高いと出ていたのですが、周知の仕方などが報告を基に今後変わっていくことや、もっと届きやすくするということが今後あるのかどうかということがひとつ。

それから資料5すくすく てくてく 子育て応援給付事業ですが、もう決まっていることなのですが、これは対象者の内どれくらいの人を対象にしているのか、実際に使えるような人がどれくらいいるのかという見込みはありますか。一つ意見として言わせていただくと、家事が楽になるようなスマート家電・家事用品に対してクーポンということなのですが、家事を楽にする、しないということはこの家電に限らないといいますが、私でしたら便利かもしれないけれども使いこなせないものだったり、置き場がないものだったりとかということが考えられるので、使われる人を少し限定されているかなということが考えられました。例えば、食洗機は後付けが難しいし、ロボット掃除機も使えるお家と使えないお家があって、対象が絞られすぎていて公平でないと感じたことを伝えておきたいと思えます。

【師岡会長】

まず、子どもの生活実態調査中間報告の方からお願いします。

【松本子どものしあわせ課長】

周知方法については、層ごとにどういうところから情報を取っているかというクロス集計がまだ出ていないのですが、全体の集計の中からは市の広報から知るという割合がだんだん減っていて、学校からのメールというのが増えてきていたり、学校からのお手紙というのも多かったです。今は教育委員会と調整したり、生活福祉資金の貸し付けというのは社会福祉協議会で、市とは別の団体なので、その情報をどうやって学校経由で伝えてもらえるかというのを、今話し合いをしている最中です。周知方法は今後新たな方法を考えようと思っております。

【久保井委員】

情報はつかみに行こうとする人とそうでない人と、学校からのお知らせもプリントがよく机の中におさまっていて出てこないということもあつたりするので、今後どうやって届

きやすくするのか、何も考えていなくても目に入ってくる位に周知できていくといいのかなと思いました。検討されているということで安心しました。

【師岡会長】

ちなみにこれに関連して私の方からも。公立の小中学校のスクールソーシャルワーカーの配置の方はどうなっているのですか。多分、それらの方々にそうした周知なども期待されているところだと思いますけれども、いかがでしょうか。

【松本子どものしあわせ課長】

今、指導主事の方と調整していて、スクールカウンセラーは全校で、小学5年生と中学1年生の子どもの全員と面談しています。

スクールソーシャルワーカーは学校で困ったことを伺いに行って、学校の困りごと、福祉的な分野ですね。そちらをつなげるというのもやっているの、その人たちがサービスですとか、市の福祉的な情報を簡単にわかるようにするというのも検討はしています。ですので、学校をフォローするというのと、保護者に届けるということをやっております。

【師岡会長】

この事業に限りませんけれども、以前の審議会でも、せっかくいい取り組みがあってもそれが伝わっていないと、言葉が悪いかもしれませんが、宝の持ち腐れという言葉がありますから、いかにそれを子どもさんや保護者さんなりに届けるか、そういったところをまた引き続き色々工夫していただきたいと思えますね。

では、二つ目のすくすく てくてく 子育て応援給付事業をお願いします。

【小池子ども家庭支援センター館長】

対象につきましては、4,620名。利用の見込みですが、対象となっている方は、恐らく全員利用していただけるのかなと思っております。先ほどご意見としてございました時短スマート家電の内容につきましては、ここに記載してある食洗器やロボット掃除機に限らず、家電であればほぼ概ね対象となります。直接家事の負担軽減につながらないとしてチラシの方に明示されているおもちゃとかゲーム機とか、そういったものは対象にならないのですが、例えば電気ケトルであるとか、炊飯器であるとかそういったものも時短家電として、概ね対象になってくるので、恐らく利用の方はこの5万円がクーポンとして、量販店では利用できるのですが、プラスして5万円を超えるものについては、お金を払うことにはなりますが、一部にして使っていただくことも可能なので、今後、全員の方がご利用になれるのではないかと考えています。

【久保井委員】

ここに書かれているもの以外も買えるということなのですが、家事を軽減と書かれているとダメかなとか思ってしまったり、家電は買い替えの時期もあったりするので、全員使えそうな見込みだったら、5万円を配ってしまった方が早いのかなと思ってしまいました。今後こういうことがあったときにはより公平に使えるようになっていったら良いのかなとは思いました。

【小池子ども家庭支援センター館長】

今回、東京都の補助事業ということで現金給付ができなかったの、こういったクーポン券ですとか、WEBでのカタログといった、物でのといった事業となっております。

【師岡会長】

スマート家電、例示はされていますが「など」とついておりますから、幅広く利用でき

るといふことのように。この辺のところも、一般の方々は「など」とあまり意識して読み込みませんので、でもこういった法律的な文章で「など」とつくか、つかないかはすごく重要ですよ。また、利用される方々に色々お伝えいただくと、現金ではなく現物支給という形になるでしょうけれど、色々活用していただけると思いますので、またその辺の案内を丁寧にしてください。

他はいかがですか。オンライン参加の方も何かございますか。

私の方から一つだけ。先ほども少し話題になりました子ども生活実態調査の中間報告の件ですが、前回と回収率が大きく変わって向上したということで、今後もご努力続けていただきたいと思うのですが、回収率がアップした理由というのは、どんなふう把握・分析されているのか。あるいはそこを踏まえて、今後どういうふうにより高めていくのか、そういったところ今の時点でご見解があれば、聞かせていただけるとありがたいのですが。

【松本子どものしあわせ課長】

前回の回収は郵送で送って、郵送で返していただいているので、どうしても本当に返したい人、何か訴えたい人が多かったのではないかと思います。それなので30%台、ちょっと少なすぎたので、当時はデータとしてどうかというのは言われたようです。今回は、学校配布で学校回収でしたので、やっぱり学校からもらうと大勢の人が返してくれる。これは国の方からもガイドラインが出ていまして、学校回収が一番率が高くなる、郵送は半分以下になってしまうというのが、全国的にデータを分析したらそうだったので、今回は校長先生たちに何度も丁寧に説明して協力をいただきまして、学校側も積極的に協力していただけたので、こういった回収率の向上につながったと思っております。

【師岡会長】

なるほど、理解しました。子どもさんはもちろんですが、保護者の方もより学校を通しますと協力いただけると思いますので、今後もそういった方向がより良いかと思えます。この調査に関してもう一つだけ確認しておきたいのですが、八王子市の場合は小学生に聞いたというのは、国なんかの調査と若干違うところだと思いますけれども、中学2年生が2.2%ということで、確か国の方の調査だと5.7%くらいなのですが、それよりも少ない、半分程度。さらには国の方ではヤングケアラー、特に中学生だけではなく高校生が非常に介在するという実態があるわけで、八王子市の中学生ということでは国よりも少ない、さらには高校生の実態というのを今後把握されるようなご準備があるのかどうか、見通しがあれば聞かせていただけるとありがたいです。

【松本子どものしあわせ課長】

今回の子どもの生活実態調査というのは、あくまでも貧困調査がベースになっておりまして、ここにヤングケアラーを入れ込むというのは、共通質問の中にはなかったものです。監修は、都立大学の阿部教授がやっているのですが、ヤングケアラーの専門家ではなく、貧困問題の先生なので、質問の仕方であるとか、そういったものが若干国の調査とは異なるかと思えます。子どもの生活実態調査のベースとなっている調査が小学校5年生と中学校2年生となっているので、それで全国比較ができるというものになっているので、年齢はそこで区切っています。6年生というのもあります、東京ですと受験があつてなかなか落ち着かないので、答えられて落ち着いている年代というところで選んでおります。高校生になってくると、ヤングケアラーの調査はまた別の動きとしてそういったものが必要なのではないかとといったお声もいただいているのですが、まだそれは検討中で、明確な方

向性は出ていないところです。

【設楽部長】

5年前にはまだ、ヤングケアラーというような社会的課題の認知度はなかったものから、質問項目の中にそもそもなかったのです。今回、改めてこういった項目を設けたものの、ヤングケアラーとはどういうものかについては、まだまだ子ども自身にも保護者の方自身にも、自覚ですとか、知れ渡っていない中で、今回このような数値が、全国的な数値よりも低く出たということかと思えます。これから分析をしていく中で、見えてくる部分だとは思いますが、例えばお母さんが家事をやっている間に、妹や弟と一緒にテレビを見ているということも子ども自身が世話をしていると考えれば、そういう答えになっているのかもしれませんが、少なくともヤングケアラーとはこういうもの、それに対して自分も該当するかという質問にはなっていないので、今後はヤングケアラーの自覚を当事者が持っていない課題に対し、いかに認知度を上げていくか、地域の人が子どもたちに一人で抱えなくていいんだよ、他人を頼っていいんだよという声掛けや見守りをいかに強化していくかということ、高校生以上の年齢層も含めて、市全体で考えていかなければいけないと認識しております。

【師岡会長】

私個人としてもそういった動き、取り組みを期待したいところですし、市の育成支援計画の基本方針の4番目でしたか。配慮が必要な子どもの家庭への支援というのは、市としても大きな柱ですので、そんなときにヤングケアラーの問題というのもしっかりと周知しながら実態の把握を、また把握にともなう適切な支援というのを考えていきましょう。よろしく願いいたします。

では、皆様よろしいでしょうか。それでは以上5件の報告、了承いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。では以上で報告案件は終わりということで、次に本日の議題の審議を始めます。本日の議題は、「子ども・子育て支援事業計画の見直し」についてです。

では事務局の方から説明をお願いいたします。

【小野主査】

資料の7-1から説明をしていきたいと思えます。前回の会議でも、見直しについてご説明をしたところではありますが、今回、計画の見直しについて皆様のご意見をいただければと思っております。それでは、資料7-1「子ども・子育て支援事業計画の見直しについて」です。前回会議資料からの再掲部分もありますが、改めて説明していきます。

「子ども・子育て支援事業計画」について、(1)根拠法令は子ども・子育て支援法第61条です。(2)性質、市町村に策定が義務付けられている計画、日本中どここの自治体でも作っている計画でございます。(3)計画期間、「子ども・若者育成支援計画」と同じ期間になります。令和2年度～6年度の5年間で法律で決まっている期間になります。(4)主な内容は、保育所や幼稚園等の利用量の見込みと提供体制の確保、一時保育や学童保育所等の利用量の見込みと提供体制の確保、要保護児童の養育環境の整備、障害児への支援、また支援を行う関係機関の連携などです。(5)計画内容でございます。八王子市の具体的な内容については、子ども・若者育成支援計画の第3章の部分が子育て支援事業計画になっております。参考資料として、子ども・若者育成支援計画の第3章の部分を付けております。(6)計画の変更についてです。計画を変更する際は、児童福祉専門分科会の意見を聴くこ

ととしておりますので、今回、見直しの状況についてご意見をお伺いするものでございます。裏面にまいりまして、2中間見直しについてです。内閣府から出された見直しのための考え方（別紙1）に従って見直しを行った結果、中間見直しについては次のとおり対応したいと思います。様々な事業がある中で、養育支援訪問事業を除き、各実績は見込みを下回っている状況でございました。従いまして、中間年の見直しは行わないものでございます。また、提供体制の適正化については、令和5年度に実施する次の計画のニーズ調査や、6年度の計画改定の中で整理をしていきたいと考えております。養育支援訪問事業については、今後の増加も踏まえても現在の体制で対応可能なため、増えてはおりますがその見直し自体は行わない形でいきたいと考えております。

結論から申し上げましたけれども、ここから見直しの経過を順番に見ていきたいと思えます。(3)見直しの内容でございます。見直しは「子ども・子育て支援事業計画」のうち、量の見込みの記載があって、実績値を集計することができる事業に絞って行いました。具体的には表の中の対象事業と書いてあるものを見直しの対象としたというところです。資料7-3で引き続き説明をしていきたいと思えます。ここからは各事業の見込みがどれくらいで、実際これくらい使っている方がいて、どれくらい見込みとずれているのかという話をして、その見込みがどういった理由でそれだけずれているのかというのか、市の要因分析を順に説明していきます。

まず、(1)教育保育の実施状況です。こちらは保育園や幼稚園の利用状況等を書いてあるものになります。最新のデータが令和4年4月1日時点になりますので、計画の始まった令和2年度から2、3、4年度と記載しているところであります。具体的に比較していくところが 量の見込みと 利用希望数、この辺りを見てどれだけ見込みと離れているかというのを、下の方にある乖離率で見ているというところになります。国の方の見直しの基準では、増減10%を範囲として、原則見直しを行ってくださいということになっております。年度ごと、年齢ごとの区分で見っていくと、概ね10%以内におさまっているのですが、令和3年度の0歳のところが、ちょうどマイナス10%ということになっております。見込みでは829人の0歳児が利用するという予測を立てていましたが、実際に令和3年度に使われたのは746人というところで、差がマイナス10%くらいあったということになります。この令和3年度の0歳に限らずなんですけれども、全体のマイナスの乖離の理由としましては、育休制度が拡充されたことにより0歳の保育ニーズがもともと減少していたというのがあります。そこに加えて新型コロナウイルスの感染拡大によって、利用控え、特にお子さんが小さい方がその意向が大きかったようで、予定よりも乖離がしているというところでございます。令和2年度の0歳、1・2歳は増えているところもあったのですが、令和2年度は市内で開発があった関係で多い年でした。その子たちが2歳になって、3歳になってということで順繰り増えているといった印象です。

次のページの資料、一番左側に各事業が書いてあって、その右側の方に量の見込みですとか、確保状況、利用実績などが年度ごとに、ページの右側に乖離率と乖離の理由がそれぞれ書いてあります。ア 延長保育事業でございます。これについては令和3年度の実績で比べたところ、乖離率がマイナス95.2%ということで、事前のアンケートでは4,400人くらい使うかなと思っておりましたが、実際使われたのは214人ということで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による利用控えではないかというのが所管からの見立てでございます。

それからイ 放課後児童健全育成事業です。68の小学校区で88か所設置しております。計画策定時で6年生までの受け入れを14施設で行ってまいりました。令和3年度の数字で比べたところマイナス1.29%ということで、概ね想定通り進んでいるというところでございます。

続いてウ 子育て短期支援事業、ショートステイ事業です。こちらについても令和3年度の実績と比較すると、マイナス21.3%開きがありましたけれども、こちらでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと分析をしているところでございます。

裏面にまいりまして、エ 乳児家庭全戸訪問事業でございます。訪問率の想定を93%で想定して、計画を作っていたところですが、実際には99.3%、ほとんどの家庭に訪問することが出来ている状況です。訪問の実績も2,904件ということで、乖離率はマイナス2.8%。子どもの数が想定よりも減っている中で、訪問率が高くなっているため、そこまで乖離していない状況でございます。

それからオ 養育支援訪問事業。これについては令和3年度実績でみると9.75%増えている状況ではございますが、これについてもコロナ渦が影響しているというような分析をしております。園に預ける人が減るということは、家庭でお子さんを見ていらっしゃるということになると思いますが、在宅の家庭が増加したために支援対象が増加している状況でございます。育児や家事の支援についても想定以上に来ておりますけれども、実績以上に対応できる予算を確保している状況でございます。また、専門的な支援についても子ども家庭支援センターの職員で対応を行っております。なかなか現場の方では大変だと思っておりますけれども、対象家庭数の増加にも対応できているという状況でございます。それからカ 地域子育て支援拠点事業、いわゆる子育てひろばの事業でございます。こちらについては令和3年度の実績で、乖離率がマイナス50.4%でございます。屋内で触れ合うことを目的としている施設ですので、新型コロナ対策で利用者の人数制限やイベントをやらなかつたり、やっても制限を加えたりですとか、そうした関係で、実績が減っているというような状況です。令和2年度と比べれば実績が戻ってきているので、使っていただく方は徐々に戻ってくるのではという見込みでございます。

次のページに参りまして、キ 一時預かり事業でございます。幼稚園と保育園で分けてございますが、まずは幼稚園の方です。これについても令和3年度の実績とマイナス23.3%の乖離がございます。その理由としまして、もともとは幼児教育・保育の無償化にともなって、利用が増えるのではと見込んでおりましたが、増えてはいるのですが、新型コロナの影響によって想定を下回っているというような見立てでございます。同じキ 一時預かり事業、保育園の方ですが、令和3年度実績でマイナス40.2%の乖離があります。こちらについても新型コロナウイルスの感染拡大の影響による利用控えの影響が主な理由であると分析しております。最後のページ、ク 病児・病後児保育事業令和3年度の実績で、マイナス57.5%。病院に併設されていることが多いのですが、これも新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって乖離が出ているというような状況でございます。

ケ 子育て援助活動支援事業です。いわゆるファミリー・サポート・センター事業とよばれるものです。令和3年度の実績でマイナス61.4%、利用意向が減少していることや、家庭内の感染等によって利用したくてもできない状況が発生している、提供会員も依頼会員も両方あったと思っておりますけれども、そういった状況の発生が多くなってきて減少していると分析をしているところでございます。

最後、コ 妊婦健康診査事業。妊婦さんあたり 14 回分が最大ということになっておりますが、予測では受診率を 74% で想定して制度設計しておりますけれども、実際は 78.3% の受診率がありまして、妊娠数の減少も影響していると思っておりますけれども、マイナス 13.3% の乖離でございます。乖離の理由としましては、少子化ですとか新型コロナウイルス感染拡大による妊娠数の減少、妊娠届出数が予測を下回ったためというような分析をしているところでございます。

こういったことを踏まえまして、中間年の見直しは行わないという結論にいたったものでございます。マイナスなのだから見込みを縮小してもいいだろうというようなご意見も、もしかしたらこれからいただくかもしれないが、一度事業を縮小してしまうとなかなか拡大していくのが難しかったり、乖離はしているもののコロナの状況が活動の制限が少なくなっていくにつれて、令和 2 年よりも令和 3 年、令和 3 年よりも令和 4 年、使われている事業の数が増えてきているところもありますので、ここで減らし過ぎてしまうと、後の対応が難しくなるということもありますので、提供体制の適正化については改めて行うアンケート調査、それから令和 6 年度の様子も見ながら、また皆様からご意見をいただいてどうしていくのか考えていきたいと考えております。

事務局の説明は以上になります。

【師岡会長】

ありがとうございました。内閣府からの通知に基づいて市の「子ども・子育て支援事業計画」に関する中間年の見直しについて、要は見直しは行わないということ、補正はしないということですね。そして、提供体制については次期計画でその辺を対応するということですね。いかがでしょう、今報告いただいた内容につきましてご意見、ご質問いただけたらと思いますが。

【小寺委員】

計画を見直さないというところで、決定したということに異存はないのですが、例えば乖離の理由のところ「新型コロナウイルスの影響による」の一言だと、ちょっと市民としては納得いかないというか、影響があるのがベースなんですよ。なので、その先にどういう状況によってどうなったから乖離が起こったんだよ、ということをもう少しわかりやすくしていただけたら良かったのかなというのと、例えば一番最後の妊婦健康診査事業は、「少子化」やと書いてありますが、少子化は全国の問題ですし、新型コロナウイルス感染拡大による妊娠数の減少によりとありますが、これは調べたのかなとか、そういうところを細かく検討していただいた上での一文なのか、もし検討していただいたのであれば、それも一文欲しいなというのがとてもあって、そういうところを説明していただけたら良かったかなと思います。

【師岡会長】

今、おっしゃっていた妊婦健康診査事業など、もう少し具体的などという理由が考えられるのかということですね。

【小野主査】

おっしゃった通り、少子化の流れは元々あった大きな流れでございます。社会としてそれが食い止められていない状況であります。それも見込んだ上で、この計画自体も作っております。八王子市の人口の推計ですと、2030 年、2040 年、2050 年とかそういう単位で作っているのですが、そういったものを見ながらこれくらいの人口になるのであれば、恐

らく妊娠する方はこれくらいだろうと数字を見ていった上で作っております。実際、コ 妊婦健康診査のところの 量の見込みのところですね、令和2年度には3万7千回必要なのではないかという話が、令和6年度には3万5千回分にしております。計画を作ったときは当然コロナの前でございまして、こういった減り方をするというのは正直予想できていなかったということです。一方で、受診率自体は上がっているのですが、コロナ禍での受診控えは少なかったと思います。外出が不安な方には保健センターでタクシーの利用補助を出して、バスとかを使わなくても行けるようにテコ入れをした結果、受診率が下がっていないということにつながっています。検診については概ね行っていただいているのではないかと認識もあって、減ってますけれども、対応はできているし、やっている側としては大丈夫だと思っているので、数字としては見直さなくてもいいのではないかとこのころが、妊婦検査の検討の結果となっております

【師岡会長】

ちなみに、人口の流出・流入、特に妊娠が期待されるようなご家庭など、その辺の推移というのを把握していらっしゃるのでしょうか。

【小野主査】

コロナの影響を踏まえてというのは、出せていないのですが、コロナの前の状況であれば、最悪なパターンと真ん中くらいのパターンと改善するようなパターンと、3パターンくらい推計をしている、他の部署ですけれども、推計をしてやっているような状況です。

【師岡会長】

全体としても八王子市は人口減少を迎えているという認識に立たなければいけないという状況ですよ。

【小野主査】

人口は減っていきますし、子どもの数が減ってお年寄りの割合が増えていくというのは実際に、予測ではなく、現実に出ているような状況です。

【設楽部長】

人口動態のことだけで申し上げますと、確かに出生数を上回る死亡者数、これはご高齢の方も多い、また出生も減っているということは当然、出生よりも死亡を上回っているという、自然動態では減っている部分がありますが、転入転出という社会動態の人口比で見ますと、転出される方よりも、転入者が若干増えています。ですので、合計ではでっこみひっこみが年度によって異なりますけれども、令和2年度と令和3年度で比較しますと若干微増というところで、ただ令和4年度は若干微減というところで、横ばいの状況かなという感じがあります。

他のデータで比べますと、八王子市に来て第1子をお産みになる方はちょっと少ないのですが、お子さんが既にいらっやあって、子育てをしやすい街と評価していただいているのかわかりませんが、転入していただいている方は多いということもデータ上で出てきておりますので、そういったところをしっかりと政策に活かしていきたいと思っております。

【師岡会長】

おそらく全体的に子どもが上になったあたりで、八王子にというケースが増えてきているのかもしれませんが、俗な話ですが、先だって本当に住みやすい街、西八王子が一位らしいので期待したいですね。

【設楽部長】

そういったところでまた転入者が増えるとありがたいと思います。

【師岡会長】

他はいかがでしょうか。

【前原委員】

私も先ほどの小寺委員とほとんど同じなんですけれども、乖離の理由のところ、確かにコロナウイルスの感染が影響してますよ。それは決してそんなことはないと言うつもりはないのですが、内閣府の方の考え方の指針、その中の留意事項という中に、要因として新型コロナウイルス感染症の影響というのが一時的なものであるかどうかというのは十分に注意して分析する必要があるというような報告があるものですから、先ほどの説明で色々分析してますよ、ということなので、心配はしないのですが、確かにそういうことってあると思うので、なんでもコロナという通ってしまうようなところがあると思うので、その辺は十分注意する必要があるかなと思います。その辺を踏まえると、中間見直しの数値は下回っているの、見直しはしないというお話でしたけれども、乖離の理由の中で、もう少し数値が上がる、目標に近づけるようにするにはどうしたらいいかというときには、やはり乖離した理由の中で、小さいことかもしれないけれども、こんなようになんかあるのかな。そういうのを分析して見つけだす必要があるのかなと、そんなふうに感じました。

【小野主査】

安易にコロナを理由として説明を終わるつもりはないのですが、もともこの計画の量の見込みというものは、市がここまで使ってほしいという計画の目標値ではなくて、実績ですとか、アンケートを取った結果、これくらいの人を使うだろうという推計です。使うことが良いかどうかというのは置いて、これくらい使う人がいるだろうから、これくらいの提供体制を確保しとかなければいけない、というのがこの計画になりますので、乖離があるからと言ってそれが悪いことかと言われるば、そうでもない。その上で、コロナ渦で利用控えがあったものの、カ 子育てひろば事業のところを見ていただくと、令和2年度はおよそ10万人の方に延べで利用していただいていたのが、12万3千人までこの1年で増えてきているところであります。おそらく4年度も数字を取っていけば、増えてくると思いますので、そういった形でだんだん増えてくるということも見込んでおきまして、この令和2年、3年あたりだけを見て、縮小の見直しをすることはやや危険じゃないかというところが、この検討の結果です。

【前原委員】

わかりました。ありがとうございます。見通しが甘かったなんて言わないので、今の説明で了解しましたので、ありがとうございます。

【師岡会長】

今の前原委員の質問に関連して、内閣府の通知、特に見直しに関してどういうふう読み取るかというのは多様な読み取りの仕方があるようですが、例えば要因分析なんかを例で挙がっていることも踏まえた時に、要はコロナによって減りました、だから当初の量の見込みを減らします、ということが自治体によっては生じうる。そうでなくとも色々財源の問題含めて、縮小できれば越したことはないと思う自治体が多いわけですから、でもそういう考え方をするんじゃないよと言ってるんですね、多分。だから例示なんか、マンションができる、あるいはそういうことが想定される、当初の見込みよりももっと流

入もありながら増えていくことだってありうるのだから、コロナで減ったからじゃあ見込みを見直して減らしましょう、そういう安易な補正をするなということを行っているはずなんです。そういうことを念頭に置いたときに、先ほど小寺委員も言ってくださいましたが、実際に乖離はマイナスで起こっている、だけどこの数字は維持するというのは賢明な判断なんだろうと。また適正な判断なんだろうとそういうふうには私なんかでも理解する必要があるのかなというふうには思いますし、想定では何度もご確認いただいて、ご安心いただけたというふうには受け止められるのかなというふうには思います。繰り返しになりますが、安易な数字の減少をそういった見直しをしないようにということを行っているはずなので、その辺適切な判断だろうと思います。

他はいかがでしょうか。

【石田委員】

ありがとうございます。今回中間見直しのところでは差支えないと思いますが、次の計画を立てるときに、今回の国の指針の中で量的な部分での整備目標というところは当然達成しているということが前提だと思いますが、質的な部分で今後どうやって政策を立てていって、提供していって、効果を測定していくのかということところが課題だと思います。ご検討いただけるといいなと思っております。一つの案としては、先ほどのクーポン券の提供みたいなものの中で、施策の対象のターゲットの層にどれだけ福祉の情報が提供されているのか、そして利用率があるのかといったところそういったものが効果の測定として質がきちっと行き届いているというものが提示できるような案が示せるとより時期の計画のところではいいのかなと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

もう一点、他市の例で、さいたま市であるとか千葉市の方で、保育所の利用のところで不適切利用の防止というチラシが今配られてしまっているみたいなんです。確かに不適切な利用をされている方もいらっしゃるのかなと思いますが、多くの場合そういったチラシは適正利用をしている人の利用抑制になってしまうと思いますので、もしそういった計画があるようでしたら、再検討をしていただけたらいいなと思ひまして、以上他市の情報を踏まえてのところでございます。以上です。

【師岡会長】

特に提供体制の確保ということ、また内容変更ということで、次期計画に向けてですね。

【松本子どものしあわせ課長】

次期計画につきましては、令和7年度から次の新しい計画を開始するために、来年度から準備を始めることになっております。最後に申し上げようかと思ったのですが、またその計画を策定するにあたって、そのニーズ調査ですとか、そういったものも必要になってくるので、そういったことを皆様にお伺いしたりですとか、指標については、やはり2040市長期ビジョンを立てるにつきましても何が適正な指標なのかというので、散々議論がありました。

質というのは何ではかるのかというのはとても難しいことで、今ここで私がこうです、とは申し上げられないのですが、そういったことも伺ったり、調査をしたりしていきたいと思ひます。

【石田委員】

よろしくお願いいたします。

【坂野保育幼稚園課長】

今お話のあった不適切な利用についてしないでほしいというチラシがまかれていると、それについては知らなかったのですが、行政の方からでしょうか。

【石田委員】

そうですね。千葉市とさいたま市が出しているんですね。時間外を遅れて利用されると困ります、みたいなチラシを出しているのですが、八王子市ではやらないと思いますが、もしそういったことがあるようであればしないでほしいなというところですね。

【坂野保育幼稚園課長】

不適切な利用に関しては、そのようなチラシを出したことはないですけども、保育協会などとも連携しながら、保護者の受け入れをちゃんと確保とできるようにしていきたいと思います。

【設楽部長】

発信の仕方として、不適切な利用ということではなく、子どもたちを預かる保育施設として、保護者の方にこういったルールは守ってくださいねということはこの園でも発信していると思いますし、その不適切な利用という表現がよろしくないのかな、と今聞いていて思っております。子どもたちのためにどうお互いに協力し合って子どもたちを支えていくか、というのを、コロナのこと一つとっても、発熱がある場合にはお家で、できれば控えてくださいねといった発信は当然やらなければいけないことなので、そういった意味ではしっかりと、やっていく必要があるのかなと。不適切という言葉はちょっと私もびっくりしてしまいましたので、そういった形で発信する予定は全く考えていません。

【石田委員】

適正利用を心がけてくださいという言いの方が。

【設楽部長】

そうですね。適正かというのも何が適正かというのも難しいですけども。

【師岡会長】

日頃、色んな形があるから、行政の目線でこれはいかがなものかなというところが増える中で、自治体によってはそういった通知をされているのでしょうかけれども、あまり上から目線で物を言い出すと、また色々な問題も生じますから、他市の例なども参照しながら、適切な保育の行政進めていただければと思います。その辺大事に取り組んでいらっしゃると思いますので、引き続きということでお願いをしておきましょう。

はい、他はいかがでしょうか。オンラインの方もいかがでしょうか。その他ご意見等ございませんようでしたら、本日の議題「子ども・子育て支援事業計画の見直しについて」ですけども、繰り返しますけれども中間年の見直しは行わないということと、提供体制の適正化ということに関しては、時期の計画の中で整理するというところで皆様ご了承いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、以上で本日の審議は終了となります。最後に事務局の方からお願いいたします。

【米村子どもの教育・保育推進課長】

今年は保育園について、子どもたちに非常に悲しい事件が色々あったかと思います。現在も、虐待ということで今年12月の頭に裾野市の保育士が逮捕されるという事件がありました。八王子市としては、その時、その後どうやったか、事件を受けてどうしたか、簡単にこの場を借りてお話をさせていただきます。12月の頭に、確か週末だったと思います。内容を聞くと耳を疑うような内容でした。あってはならないという形です。本来でいくと、

保育士というのは、虐待というのを早期発見する役割も担っているのですが、幼稚園の教諭もそうですけれども、そういう方が現場の中でそういうことをしていたということです。それと併せて、週明けの12月5日に幼児教育保育施設における虐待防止についてということで、いち早く国よりも先駆けて、防止に合わせた、再度周知徹底をするための通知を出させていただきました。虐待防止に関する法律であるとか、児童福祉法に関連するもの、それから八王子市は平成27年に中核市に移行しています。その中で、八王子独自の条例として、施設長は虐待の早期発見及び研修をしっかりとやらせたいということをうたっています。そういうことを再度認識してくださいということと、令和2年度に国の事業で不適切な保育に関する対応についてという手引きがでているので、それもあわせてもう一度確認してくださいという形を出しています。この手引きの中には、八王子の公立保育園の事例も載っていて、という形になります。また、今年の2月にすくてくガイドラインを出しました。その中でも、不適切な幼児教育・保育の防止ということで、手引きの内容を基に、ということが虐待なのかということがきちっと施設の方にも通知をしています。今後、国自体が、調査をするようにという話が出ていますので、それがくれば我々の方も適切に対応をしたいと思っています。今後の留意点ですが、ご相談は八王子市にも寄せられていることは確かです。ただ、それに関しては相談者に状況だとか、1件1件丁寧に対応を進めているような状況です。今後、こういうことが二度と起こらないように、我々はきちんと発信をしていかなければいけないですし、しっかりと園と情報共有をしていかなければいけないと、研修も含めてしっかりとやっていこうと思っています。

【師岡会長】

ありがとうございます。今のご報告、何か皆様の方からご意見ございますか。よろしいですか。近々の自治体でも生じているということがございますから、多分利用されている保護者の方も大変心配されていると思いますので、今まで以上の取り組みを丁寧に進めていただければと思いますし、また専ら事案は保育所で生じているようですけれども、保育所だけではなくて、幼稚園、認定こども園、更には公立の小中学校も含めて、注意喚起を丁寧にさせていただくことをまた心がけていただけたらと思います。

では、課長さんの方からなにかございますか。

【松本子どものしあわせ課長】

令和4年度の児童福祉専門分科会は、本日が最後となります。今年度におきましても、ご協力いただきましてありがとうございました。今年度の今後のスケジュールですが、分科会は本日が最後となりますが、今後は認可部会が開催されることとなりますので、このあと会議が終わりましたら、今後の日程表をお渡ししますのでお読みいただければと思います。

また、来年度ですけれども、令和7年度からの、新しい計画を策定するにあたり、その準備として、新たに部会を立ち上げることもございますので、会議の回数が増える見込みとなります。調査内容などご審議いただくことになるとと思います。詳細な日程は改めてお知らせいたします。何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

すみません。認可部会の日程ですが、机の上に配付してありますので、委員の方はご確認ください。

【師岡会長】

最後、部長さんご挨拶いただけますか。

【設楽部長】

改めまして、子ども家庭部長の設楽でございます。今年も残りわずかとなりましたけれども、委員の皆様方におかれましては子どもたちのすこやかな成長のため、様々な助言や、ご尽力をいただきありがとうございました。

このところ、報道等がやたらと少子化・人口減少を食い止めるためには子育て施策の充実が必要だということで、国の予算を倍増するという報道が流れておりますけれども、私が気になるのはその背景には、どうしても子どもは大変なもの、子育ては大変なもの、先ほどの保育所での児童虐待もそうですけれども、どうしても負のイメージ、マイナスのイメージばかりがクローズアップされてしまっていて、確かに子育ては大変なものだと思いますし、様々なご家庭での事情が多様化、複雑化しておりますけれども、そのマイナスのものをゼロに近づけるといった施策だけでは決して子どもをこれから産みたい、育てたい、また児童虐待の前に一步踏みとどまるということにはなかなか繋がりにくい部分があるのかなというふうに私自身は思っております。そういった支援策も当然大事ですし、これからもやっていきたいと思っております。けれども、そういった大変さを上回るだけの、例えば命を授かることの尊さであるとか、子どもと一緒に成長できる親の喜びですとか、子どもの成長にふれる喜びや感動ですとか。やっぱり子どもってすばらしいもの、子育ては楽しいもの、尊いものといったそういったプラスのものも、もっともっと発信をしていくような、またはコロナ渦で孤立化するご家庭がいる中で、様々な体験や実感が得られるようなものもあわせてやっていきたいと思っております。国の動きでもある、全ての子どもの権利を保障して、全ての子どもたちの最善の利益を第一に考えたこともまんなか社会の構築、そういった世の中の機運を我々もしっかりと受け止めて、こういった形でそれを実現できるのかということを来年も皆様とご一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞ来年もよろしく願いいたします。どうかご健康に留意されて良いお年をお迎えください。ありがとうございました。

【師岡会長】

ありがとうございました。力強いお言葉を頂戴し、我々も期待をしていきたいと思っております。では本日の会議は以上で終わります。皆さん良いお年をお迎えください。

閉会